6 7 （略）

流通業務総合効率化事業推進官は、流通業務総合効率化事業（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（港湾局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際戦略室及びインフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十五条　国際政策課に、国際戦略室及びインフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

2・3 （略）

4　インフラシステム海外展開戦略室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、海外における社会資本の整備に関する事業の展開の促進に関するものであって二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び国際物流課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　インフラシステム海外展開戦略室に、室長を置く。

6・7 （略）

8　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 （略）

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

6 5 （略）

総合物流施設企画調整官は、物流施設（倉庫、貨物自動車ターミナルその他の貨物流通に関する施設をいう。）に係る業務の総合化及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（港湾局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際戦略室及び二国間協力室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、多国間協力政策調整官及び国際協力官）

第二十五条　国際政策課に、国際戦略室及び二国間協力室並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び多国間協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

2・3 （略）

4　二国間協力室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに国際物流課及び海外プロジェクト推進課並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　二国間協力室に、室長を置く。

6・7 （略）

8　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 （略）

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（二国間協力室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、多国間協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

9 （略）

10　国際協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官及び国際協力政策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

（サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官及び先端ＩＴ企画調整官）

第二十七条　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官及び先端ＩＴ企画調整官それぞれ一人を置く。

2　サイバーセキュリティ対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二　国土交通省の所掌事務に関する行政情報システムの効率性の評価に関する特定事項に関すること（行政情報システム効率化推進官の所掌に属するものを除く。）。

三 （略）

3　サイバーセキュリティ対策室に、室長を置く。

4～9 （略）

9 （略）

10　多国間協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び二国間協力室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに二国間協力室及び多国間協力政策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

（情報セキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官及び先端ＩＴ企画調整官）

第二十七条　情報政策課に、情報セキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官及び先端ＩＴ企画調整官それぞれ一人を置く。

2　情報セキュリティ対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

（新規）

二 （略）

3　情報セキュリティ対策室に、室長を置く。

4～9 （略）